

# (韓国) 出入国管理法

[施行 2009. 6. 20] [法律第 9140 号、2008. 12. 19 一部改定]

## 【用語の解説】

(韓国) (日本)

- ・滞留……在留
- ・発給……発行
- ・就業……就労
- ・出席……出頭
- ・検査……捜索
- ・尋問……取調
- ・法院……裁判所

## 第 4 章 外国人の滞留及び出国

### 第 1 節 外国人の滞留

第 17 条 (外国人の滞留及び活動範囲) ①外国人は、その滞留資格と滞留期間の範囲内において大韓民国に滞留することができる。

②大韓民国に滞留する外国人は、この法律又は他の法律に定める場合を除き、政治活動をしてはならない。

③法務部長官は、大韓民国に滞留する外国人が政治活動をしたときは、その外国人に対し書面によりその活動の中止その他必要な命令をすることができる。

第 18 条 (外国人雇用の制限) ①外国人が大韓民国で就業しようとするときは、大統領令で定めるところにより就業活動ができる滞留資格を受けてなければならない。

②前項の規定による滞留資格を有する外国人は、指定された勤務場所以外で勤務してはならない。

③何人も第 1 項の規定による滞留資格を有しない者を雇用してはならない。

④何人も第 1 項の規定による滞留資格を有しない者の雇用を斡旋又は勧誘してはならない。

⑤何人も第 1 項の規定による滞留資格を有しない者の雇用を斡旋する目的でその者を自分の支配下に置く行為をしてはならない。

第 19 条 (外国人を雇用した者等の申告義務) ①第 18 条第 1 項の規定により就業活動ができる滞留資格を有する外国人を雇用した者は、次の各号の 一に該当する事由が発生したときは、その事実を知った日から 15 日以内にこれを事務所長又は出張所長に申告しなければならない。

1. 外国人を解雇し、又は外国人が退職又は死亡したとき
2. 雇用した外国人の所在がわからなくなったとき
3. 雇用契約の重要な内容を変更したとき
4. 雇用した外国人がこの法律又はこの法律による命令に違反する行為をしたことを知ったとき

②前項の規定は、外国人に産業技術の研修をする業界の長に対し、これを準用する。

第19条の2(産業研修生の保護等)①政府は、第10条の規定により産業研修活動ができる滞留資格を有し、指定された産業体において研修している外国人(以下"産業研修生"という。)の保護のために必要な措置を採らなければならない。

②前項の規定による産業体の指定に関する必要な事項は、大統領令で定める。

第19条の3(産業研修生の管理等)①法務部長官は、産業研修生の研修場所離脱、研修目的外の活動その他許可された条件の違反の有無等を調査し、その外国人の出国等産業研修生の管理に必要な措置を採らなければならない。

②前項の規定による産業研修生の管理及び産業研修生の入国と関連した募集に関する必要な事項は、大統領令で定める。

③法務部長官は、産業研修生として大統領令で定める要件を備えた者(以下この項で"研修就業者"という。)に就業活動ができるように、その滞留資格変更許可をすることができる。この場合、研修就業者の管理に関しては、第1項及び第2項の規定を準用する。

第19条の4(外国人留學生の管理等)①第10条の規定による留学又は研修活動が可能な滞留資格を有する外国人(以下"外国人留學生"という)の在学又は研修中の学校(「高等教育法」第2条各号の規定による学校をいう。以下同じ)の長は、その外国人留學生の管理を担当する職員を指定し、これを事務所長又は出張所長に通知しなければならない。

②前項の規定による学校の長は、次の各号のいずれかに該当する事由が発生したときは、その事実を知った日から15日以内に事務所長又は出張所長に申告しなければならない。

1. 入学又は研修許可を受けた外国人留學生が、毎学期登録期限までに登録をしない、又は休学をしたとき
2. 除席・研修中断又は行方不明等の事由により、外国人留學生の留学又は研修が終了したとき

③外国人留學生の管理に関する必要な事項は、大統領令で定める。

第20条(滞留資格外活動)大韓民国に滞留する外国人が、その滞留資格に該当する活動と並行

して他の滞在資格に該当する活動をしようとするときは、あらかじめ法務部長官の滞在資格外活動許可を受けなければならない。

第 21 条 (勤務場所の変更・追加) ①大韓民国に滞在する外国人が、その滞在資格の範囲内においてその者の勤務場所を変更し、又は追加しようとするときは、あらかじめ法務部長官の許可を受けなければならない。

②何人も前項の規定による勤務場所の変更・追加許可を受けない外国人を雇用し、又は雇用を斡旋してはならない。但し、他の法律により雇用を斡旋するときは、この限りでない。

第 22 条 (活動範囲の制限) 法務部長官は、公共の安寧秩序又は大韓民国の重要な利益のために必要があると認められるときは、大韓民国に滞在する外国人について、居所又は活動の範囲を制限し、又はその他必要な遵守事項を定めることができる。

第 23 条 (滞在資格付与) 大韓民国の国籍を失い、又は大韓民国における出生その他事由により第 10 条の規定による滞在資格を有せず滞在することとなる外国人は、その事由が発生した日から 30 日以内に大統領令で定めるところにより、滞在資格を受けなければならない。

第 24 条 (滞在資格変更許可) ①大韓民国に滞在する外国人が、その滞在資格と異なる滞在資格に該当する活動をしようとするときは、あらかじめ法務部長官の滞在資格変更許可を受けなければならない。

②第 31 条第 1 項各号の一に該当する者として、その身分の変更により当該滞在資格を変更しようとする者は、その身分変更日から 30 日以内に法務部長官の滞在資格変更許可を受けなければならない。

第 25 条 (滞在期間延長許可) 外国人が滞在期間を超過して継続滞在しようとするときは、大統領令で定めるところによりその期間の満了前に法務部長官の滞在期間延長許可を受けなければならない。

## 第 26 条 削除

第 27 条 (旅券等の携帯及び提示) ①大韓民国に滞在する外国人は、常に旅券・船員身分証明書・外国人入国許可書・外国人登録証又は上陸許可書(以下"旅券等"という。)を所持していなければならない。但し、17 歳未満の外国人の場合には、この限りでない。

②前項本文の外国人は、出入国管理公務員又は権限ある公務員がその職務の遂行にあたり、旅券等の提示を要求したときは、これに応じなければならない。

## 第2節 外国人の出国

第28条(出国審査)①外国人が出国しようとするときは、有効な旅券を所持して出国する出入国港において、出入国管理公務員による出国審査を受けなければならない。

②第3条第1項但書の規定は、前項の場合にこれを準用する。

③第5条第2項の規定は、第1項及び第2項の場合にこれを準用する。

④第12条第6項の規定は、第1項及び第2項の場合にこれを準用する。

第29条(外国人の出国停止)①法務部長官は、第4条第1項各号のいずれかに該当する外国人については、その出国を停止することができる。

②前項の規定による場合、第4条第2項から第4項まで及び、第4条の2から第4条の5までを準用する。

第30条(再入国許可)①法務部長官は、第31条の規定により外国人登録をし、又はその登録が免除された外国人が、その滞留期間内に出国して再入国しようとする場合、その者の申請により再入国を許可することができる。但し、第10条第1項の規定による外国人の滞留資格のうち、大韓民国に永住できる滞留資格を有する者に対しては、再入国許可を免除することができる。

②前項の規定による再入国許可は、1回に限り再入国ができる単数再入国許可と2回以上再入国ができる複数再入国許可に区分する。

③外国人が、疾病その他やむを得ない事由により第1項の規定による許可を受けた期間内に再入国することができないときは、その期間が満了する前に法務部長官の再入国許可の期間延長許可を受けなければならない。

④法務部長官は、再入国許可の期間延長許可に関する権限を大統領令で定めるところにより、在外公館の長に委任することができる。

⑤再入国許可及びその期間延長許可又は再入国許可免除に関する基準及び手続は、法務部令で定める。